

森林環境譲与税の趣旨

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養等、国民に広く恩恵を与えるものです。適切な森林の整備等を進めていくことは、国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような状況の下、平成30（2018）年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税の仕組み

森林環境譲与税は、令和6年(2024年)度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収します。

また、森林環境譲与税は、喫緊の課題である森林整備に対応するため、森林経営管理制度の導入時期を踏まえ、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、令和元年(2019年)度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口等による客観的な基準で按分して譲与されているところです。

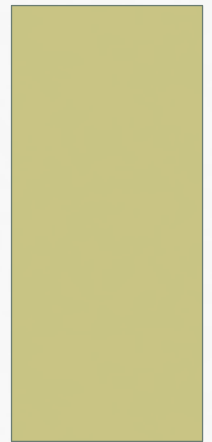
なお、災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するために、令和2年(2020年)3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の一部が改正され、令和2年(2020年)度から令和6年(2024年)度までの各年度における森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税及び譲与税配付金特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することとなりました。

森林環境譲与税の用途の 公表について

森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てることとされています。

本税により、山村地域のこれまで手入れが十分に行われてこなかった森林の整備が進展するとともに、都市部等が山村地域で生産された木材を利用することや、山村地域との交流を通じた森林整備に取り組むことで、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や、山村の振興等につながることを期待されます。

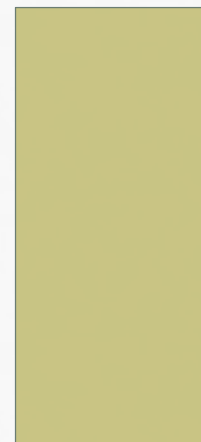
なお、適正な用途に用いられることが担保されるように森林環境譲与税の用途については、インターネットの利用等により用途を公表しなければならないこととされています。



五木村への森林環境譲与税の 譲与額

令和元年度譲与額 15,385千円
(上半期：7,692,000円、下半期：7,693,000円)

令和2年度譲与額 32,694千円
(上半期：16,347,000円、下半期：16,347,000円)



森林環境譲与税の使途 (令和2年度)

事業名	事業内容	金額
意向調査にかかる専属職員の人件費	五木村森林経営管理組合事務局として森林経営管理に関する事務を執り行うために係る職員等の経費	5,770,000円
五木村森林経営管理組合助成金	森林経営管理制度定着のため設立した管理組合に負担金を拠出し、意向調査に係る業務について管理組合が主体的に実施。	1,500,000円
林業大学校シェアハウスに係る経費	本村における将来的な人材育成による担い手の確保に係る経費	647,000円
森林環境譲与税基金積立	今後の森林整備の施策に活用するための基金積立	24,776,000円